



学校給食・食育関係

初等中等教育局 健康教育・食育課

学校給食係、食育推進係

学校給食の充実と学校における食育の推進

令和5年5月
初等中等教育局 健康教育・食育課学校給食係・食育推進係



1. 食育推進基本計画について
2. 学校給食の充実に向けて
3. 安心安全で安定的な学校給食の実施に向けて
4. 学校給食費をめぐる課題・支援について
5. 栄養教諭を核とした食育の充実に向けて

1. 食育推進基本計画について



1-1. 第4次食育推進基本計画

計画期間 令和3年度～7年度

○重点課題

- <1>生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）
- <2>持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）
- <3>「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

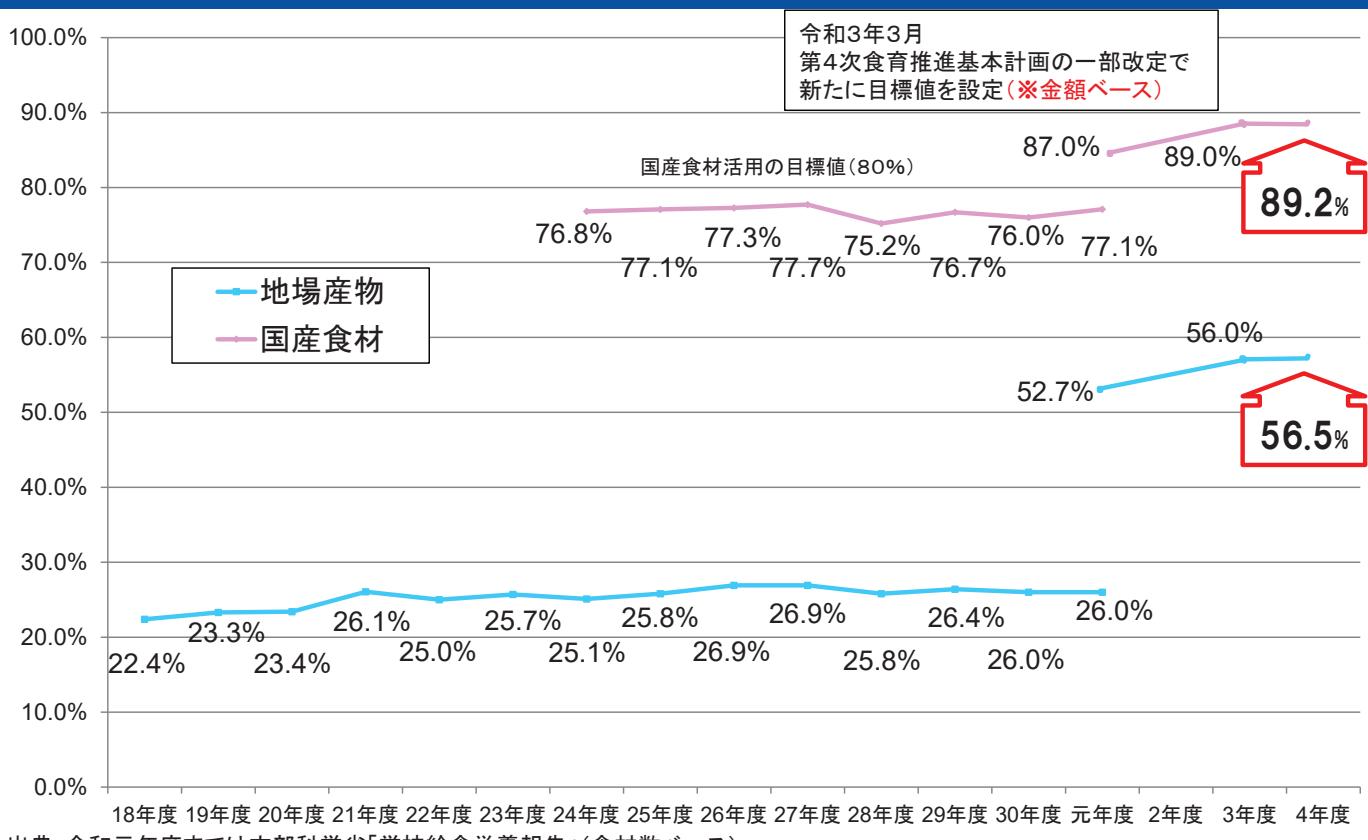
○目 標

	令和7年度	(参考)令和4年度
学校給食における地場産物を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	76.6% (36都道府県)
学校給食における国産食材を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	78.7% (37都道府県)
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の 平均取組回数 ※2	月12回以上	10.5回

※1 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況の全国平均は、地場産物56.5%、国産食材89.2%
(学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査)

※2 学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回数の計
(地場産物を活用した食に関する指導の取組状況調査)

(参考) 学校給食における地場産物・国産食材活用状況の推移



出典: 令和元年度までは文部科学省「学校給食栄養報告」(食材数ベース)

令和元年度以降は文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(金額ベース)

※平成23年度は、東日本大震災の影響から事務的負担を考慮し、岩手県、宮城県及び福島県を本調査対象より除く。



5

(参考) 都道府県別学校給食における地場産物・国産食材の使用状況（令和4年度）

都道府県名	地場産物	国産食材
北海道	71.4%	91.0%
青森県	70.2%	90.5%
岩手県	60.9%	93.0%
宮城県	56.5%	87.3%
秋田県	47.5%	83.4%
山形県	59.6%	90.4%
福島県	62.9%	87.9%
茨城県	74.4%	89.4%
栃木県	76.0%	94.5%
群馬県	62.6%	87.2%
埼玉県	41.1%	86.3%
千葉県	54.4%	89.4%
東京都	7.7%	87.5%
神奈川県	31.8%	84.1%
新潟県	61.4%	89.0%
富山県	57.0%	86.2%
石川県	58.4%	92.7%
福井県	35.2%	90.1%
山梨県	65.8%	87.3%
長野県	69.2%	95.1%
岐阜県	60.3%	89.2%
静岡県	61.1%	91.7%
愛知県	59.1%	89.1%
三重県	57.8%	90.7%

都道府県名	地場産物	国産食材
滋賀県	52.6%	90.7%
京都府	18.6%	89.0%
大阪府	6.9%	88.1%
兵庫県	49.5%	85.8%
奈良県	33.8%	83.2%
和歌山県	28.4%	89.4%
鳥取県	75.3%	95.7%
島根県	75.5%	95.8%
岡山県	61.7%	89.8%
広島県	60.3%	89.4%
山口県	85.6%	96.3%
徳島県	69.4%	88.0%
香川県	52.2%	86.0%
愛媛県	74.1%	93.4%
高知県	60.2%	95.3%
福岡県	51.9%	83.4%
佐賀県	58.5%	87.8%
長崎県	72.5%	88.9%
熊本県	64.2%	87.7%
大分県	69.0%	90.9%
宮崎県	66.3%	88.7%
鹿児島県	66.2%	87.6%
沖縄県	31.2%	75.5%
全国	56.5%	89.2%

※金額ベース
(出典) 令和4年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査

6

2. 学校給食の充実に向けて



7

2-1. 「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部改正（令和3年4月1日施行）

背景

令和2年1月、厚生労働省より、「日本人の食事摂取基準（2020年版）」が告示されたこと受け、平成26年に児童生徒の食事状況を調査した「食事摂取基準を用いた食生活改善に資するエビデンスの構築に関する研究」について新たに解析を行ったところ、児童生徒の脂質と食塩の摂取過剰、食物繊維の摂取不足等が明らかになった。

改正の主な内容

食事摂取基準の改正内容及び食事状況調査の解析結果による児童生徒の家庭での栄養摂取状況等を踏まえ、学校給食で摂取すべき各栄養素の基準値等を改正。

※改正した栄養素の項目：ナトリウム（食塩相当量）、鉄、ビタミンA、ビタミンC、食物繊維

施行に際して（令和3年2月12日付文部科学省初等中等教育局長通知）

- 学校給食の食事内容の充実等について
 - ・地場産物の使用、食に関する指導の「生きた教材」としての使用の重要性
 - ・我が国の伝統的食文化、郷土に伝わる料理→地域の食文化の継承、世界の多様な食文化等の理解
- 給食の時間については、給食の準備から片付けを通して、計画的・継続的に指導することが重要であり、そのための必要となる適切な給食時間を確保すること。

※学校給食における多様な食品の使用について

食事状況調査の結果を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、食事内容の充実を図ることが必要であることから、本基準の別表の注に、献立作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮することとする旨を規定する。

2-2. 様々な食材を使った学校給食の取組例

有機農産物（千葉県いすみ市）

地元産の有機米「いすみっこ」を、平成29年に学校給食に必要な全量にあたる42トン分すべて切り替え。平成30年からは野菜農家とも連携し、有機野菜の供給も増えている。



出典：いすみ市
(<https://www.city.isumi.lg.jp/>)

漬物（奈良県奈良市）

「奈良漬」は奈良県発祥の伝統的な漬物。塩漬けにした野菜を酒粕に漬けたもの。少しクセのある味だが、きんぴらにすることで食べやすい。令和4年度実施。



出典：奈良市
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/school-lunch/161194.html>)

梅（和歌山県和歌山市）

県の事業「梅干しで元気!!キャンペーン」で、収穫量が日本一である梅を提供。あわせて、学習資料「梅と梅干しのお話」を配布し、梅干しの歴史、生産方法や機能性について児童生徒に学ばせる。平成17年度より実施。



出典：和歌山市立西脇小学校
(<https://www.wakayama-wky.ed.jp/nishiwaki-es/>)

鯨（山口県長門市）

古式捕鯨のまちである長門市では、伝統的食文化を絶やすことなく次代に継承させるため、くじら肉給食を同一日に提供する「学校給食・くじら交流の日」を平成24年度から実施。



出典：長門市
(<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/wadairoot/wadai/210203.html>)

ジビエ（岐阜県関市）

農作物等への獣被害を防止するために捕獲したシカを、学校給食に活用することによって、地域の農林産業の振興へつなげる循環を促すとともに、児童生徒がフードロスの削減の意識を高める機会とした。令和4年度実施。



出典：関市
(<https://www.city.seki.lg.jp/0000019246.html>)

世界の食文化（富山県富山市）

G7富山・金沢教育大臣会合を前に、児童生徒に世界の食や食文化に触れてもらい、他国について興味や関心を高めてもらうことを目的に、参加する7か国の料理を取り入れた「サミット給食」を提供。令和5年度実施。写真はイタリア料理。



出典：富山市
(<https://www.city.toyama.lg.jp/kosodate/shochugakko/1010443/index.html>)

9

2-3. 学校給食地場産物使用促進事業

背景

学校給食における地場産物の活用は、①子供たちが身近に実感をもって地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、②生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど、教育的意義を有するものである。政府の食育推進基本計画においても、学校給食における地場産物の使用目標を掲げており、取組を推進する必要がある。また、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が、令和4年4月に成立したことにより、地場産物と同様に、学校給食における有機農産物の活用の推進も期待されている。

課題

地場産物等の学校給食に必要な量や規格、価格や集荷・納入に係るミスマッチ

課題解決のための事業概要

学校給食における地場産物等の使用に当たっての課題解決支援として、学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要となる経費や、行政や学校関係者、コーディネーター、生産者等による協議会等の開催に必要となる経費、地場産物等の大量調理に当たり必要となる備品の購入に係る経費、学校で地場産物等に係る指導を行うために必要となる生産者側の人材派遣等の経費等を支援

（対象校種：公立義務教育諸学校、実施主体：地方公共団体、箇所数：32、補助率：1/3、事業開始年度：令和3年度）



成果

- 学校給食における地場産物等の使用を促進するための補助を行い、全国における使用率の上昇につなげる。
- 学校給食における地場産物等の安定的な生産・供給体制を構築するとともに、地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢に対する子供の理解増進につなげる。



45百万円
(前年度予算額)
46百万円)

3. 安心安全で安定的な学校給食の実施に向けて

3-1. 学校給食における危機管理対応

〈事故例〉
食中毒
異物混入
食物アレルギー
窒息事故 等

- 未然防止の徹底
■発生時の迅速な対応
学校給食衛生管理基準
食に関する指導の手引き

○学校給食衛生管理基準

- 第1 総則
第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準
第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準
第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準
第5 日常及び臨時の衛生検査
第6 雜則

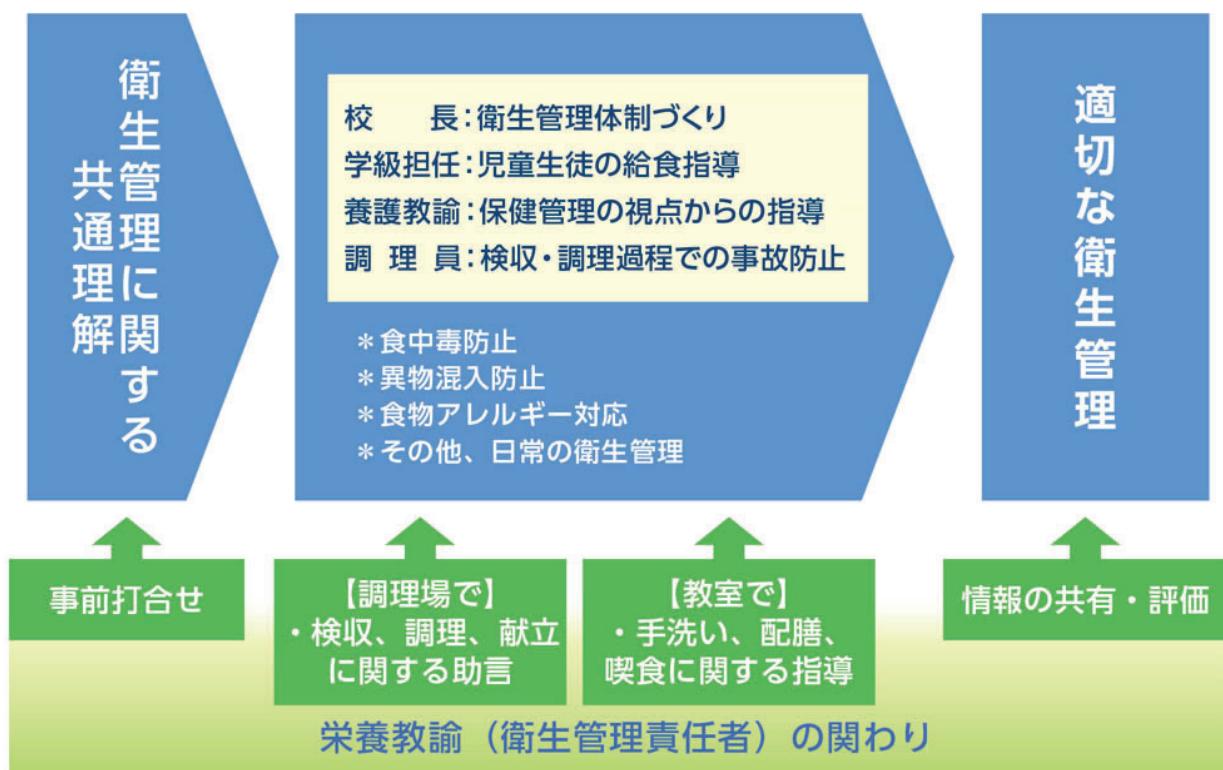
※学校給食衛生管理基準の施行について(通知) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm



○食に関する指導の手引き 第5章 第3節「学校給食におけるリスクマネジメント」

校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが学校給食における事故の未然防止や適切で迅速な対応につながることを示し、
食中毒・異物混入・食物アレルギー・窒息事故について、<未然防止のポイント>と<発生時対応の留意点>をそれぞれまとめている。

3-2. 学校給食基準に基づく衛生管理体制



13

3-3.学校給食に関する衛生管理の調査・指導等

令和5年度予算額
(前年度予算額)

17百万円
24百万円



背景

- 学校給食従事者及び学校給食関係者は、学校給食法に基づき、安全で安心な学校給食実施のため、衛生管理の充実に努めることとされている。
- 一方、食中毒など衛生管理上の問題による事故も発生しており、各調理場における衛生管理の徹底が求められる。

課題

- 学校給食用食品の購入、食品の検収・保管、調理、配食を通じて十分な注意が払われるよう、学校給食従事者及び学校給食関係者の衛生管理の意識の向上が必要。
- 各給食調理場の衛生管理体制についての実態把握、現状に応じた丁寧な指導が必要。

概要

文部科学省が各都道府県の指導主事や退職栄養教諭等に対して**指導者養成講習会**を開催し、指導者の資質向上を図る。これを受け、各都道府県は**指導者による衛生管理に関する調査・指導**を実施し、その結果を文部科学省に報告するとともに、調査・指導結果を域内に展開し、**徹底された衛生管理を実現**する。

(事業開始年度：平成22年度)



成果

学校給食調理場における衛生管理の改善・充実によって、**安心・安全な学校給食の実施、児童生徒の健康の一層の促進**を図る。

14

3-4.「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」

調査報告書のポイント



令和4年4月

背景・課題

- 令和2年3月からの一斉臨時休業に伴い、全国の多くの学校設置者で学校給食が長期間休止となった。その際、臨時休業期間中の学校給食の休止に伴ってキャンセルされた食材の取扱いについて、予めキャンセルに関する取決めがされていないために協議が難航する等、学校給食用食材に係る契約に関する課題が生じた例が見受けられた。
- 学校給食が再開するまで保管できない食材（消費期限が近い食材）、加工済の食材等、キャンセルが出来なかつた食材については、学校設置者が引き取り、廃棄する例も見受けられた。

調査研究の内容

① 学校給食用食材の取引について

- トラブル回避の観点では、契約書のような書面の形で残しておく。
- 発注行為・キャンセル条項について明確化しておく。

特に長期的なキャンセル（一斉臨時休業等）と短期的なキャンセル（学級閉鎖等）への対応等の明確化。



契約書の作成に当たっての留意事項

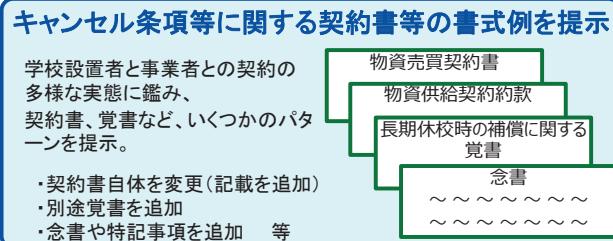
学校設置者と業者で十分に協議し、実情を踏まえた契約書等の作成が必要。
契約関係を円滑化に行うためには、契約事務と共に、学校設置者による事務処理の体制づくりも必要。

② 不要となった学校給食用食材の有効活用について

- 学校以外の保育所や、病院などほかに給食を実施している施設等に食材をスライドして活用することで、食品の廃棄を減らすことにつなげる。
- 自治体以外の民間団体とも積極的に情報のやり取りをして、活用の可能性を見出す。

不要となった食材の活用

常日頃から自治体内外での連携調整を密にしておき、不測の事態が起きた際の対応プランについても、関係者同士で話し合っておくことが望ましい。地域の実情に合わせて、関係者と連携の上、調整が必要。



15

4. 学校給食費をめぐる課題・支援について

4-1.学校給食費の公会計化について～概要～

学校給食費の公会計化とは

学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すること。文部科学省では、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進している。

見込まれる効果

① 教員の業務負担の軽減

→督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。



② 保護者の利便性の向上

→納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。（クレジットカード、コンビニ払い等）

③ 徴収・管理業務の効率化

→一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。

④ 透明性の向上、不正の防止

→経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。

⑤ 公平性の確保

→効果的な徴収により、滞納が減少する。



⑥ 給食の安定的な実施・充実

→効率的・効果的な食材調達や、他部局との協働で地産地消の取組などもしやすくなる。

学校給食費に係る公会計化等の推進に向けた取組

- 文部科学省では、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、2019年7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し本ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知。
- 本ガイドラインでは、地方公共団体において学校給食費の公会計化を進める際の参考となるよう、作成にあたり地方公共団体に対して書面調査を行うとともに先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査を実施して、実務上参考となる事柄を幅広にとりまとめている。
- 学校給食費の公会計化等（※）の実施・検討状況（令和3年5月1日現在）としては、実施している自治体は、前回調査と比べて26.0%から5.3ポイント増加し、**31.3%**。
実施している自治体と準備・検討している自治体の合計は、**57.1%**から**5.1**ポイント増加し、**62.2%**。

実施・検討状況	回答数（割合）
実施している	498 (31.3%)
準備・検討している	493 (30.9%)
計	991 (62.2%)
実施を予定していない	602 (37.8%)



（学校給食費を徴収していないものは集計から除く。）

※本調査において、「公会計化等」とは、学校給食費について、以下①②の双方を満たしたものという。

①公会計制度を導入。②徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施。

【参考】少なくとも①公会計制度を導入している教育委員会 739 (46.1%)

17

（参考）学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体①（令和3年度）

北海道	夕張市、江別市、小樽市、苫小牧市、奈井江町、由仁町、長沼町、寿都町、岩内町、余市町、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、網走市、洞爺湖町、様似町、えりも町、七飯町、鹿部町、乙部町、奥尻町、愛別町、上富良野町、南富良野町、下川町、増毛町、小平町、浜頓別町、豊富町、礼文町、幌延町、興部町、厚岸町、仁木町、島牧村、泊村、神恵内村、音威子府村、初山別村、更別村
青森県	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、藤崎町、中泊町、六戸町、東北町、大間町、三戸町、五戸町、階上町、蓬田村、西目屋村、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	岩手県、葛巻町
宮城県	宮城県、塩竈市、岩沼市、蔵王町、大和町、女川町
秋田県	秋田県、大館市、小坂町
山形県	山形県、上山市、天童市、村山市、尾花沢市、米沢市、南陽市、酒田市、西川町、朝日町、大江町、金山町、舟形町、真室川町、高畠町、川西町、小国町、庄内町、三川町、遊佐町、大蔵村、戸沢村
福島県	福島県、伊達市、本宮市、須賀川市、喜多方市、南相馬市、桑折町、川俣町、鏡石町、浅川町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西会津町、猪苗代町、南会津町、新地町、天栄村、平田村、昭和村、檜枝岐村
茨城県	茨城県、小美玉市、日立市、北茨城市、潮来市、守谷市、稻敷市、筑西市、大洗町、境町
栃木県	栃木県、宇都宮市、栃木市、下野市、矢板市、上三川町、塩谷町、壬生町、市貝町、益子町、芳賀町、茂木町、那珂川町、野木町
群馬県	群馬県
埼玉県	埼玉県、三郷市、上尾市、加須市、北本市、吉川市、幸手市、志木市、戸田市、新座市、本庄市、深谷市、狭山市、白岡市、蕨市、行田市、飯能市、鴻巣市、ときがわ町、吉見町、宮代町、嵐山町、越生町
千葉県	千葉県、野田市、我孫子市、佐倉市、白井市、勝浦市、大網白里市、睦沢町
東京都	東京都、千代田区、中央区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、武蔵野市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、西東京市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町、神津島村
神奈川県	藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、伊勢原市、二宮町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、清川村
新潟県	新潟県、三条市、五泉市、加茂市、村上市、燕市、糸魚川市、胎内市、長岡市、阿賀野市、魚沼市、出雲崎町、津南町、湯沢町、田上町、阿賀町、刈羽村、弥彦村、関川村
富山県	富山県、南砺市、富山市、射水市、高岡市、黒部市、入善町、立山町、舟橋村
石川県	石川県、加賀市、珠洲市、能美市、宝達志水町、川北町、志賀町、穴水町、能登町
福井県	福井市、あわら市、大野市、小浜市、敦賀市、勝山市、南越前町、池田町、若狭町、越前町
山梨県	山梨県、大月市
長野県	長野県、小諸市、佐久市、東御市、伊那市、駒ヶ根市、諏訪市、茅野市、飯山市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、立科町、辰野町、箕輪町、下諏訪町、富士見町、松川町、南木曽町、池田町、小布施町、山ノ内町、信濃町、川上村、南牧村、南相木村、青木村、南箕輪村、中川村、宮田村、原村、根羽村、豊丘村、筑北村、木祖村、大桑村、松川村、小谷村、小川村、栄村、小海町・北相木村・南相木村中学校組合、上田市長和町中学校組合、松本市・山形村・朝日村中学校組合
岐阜県	岐阜県、多治見市、岐阜市、七宗町、御嵩町、関ケ原町、東白川村

18

(参考) 学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体② (令和3年度)

静岡県	伊東市、富士宮市、御殿場市、熱海市、牧之原市、磐田市、裾野市、松崎町、森町、河津町、駿東郡長泉町、吉田町牧之原市広域施設組合
愛知県	愛知県、豊橋市、一宮市、瀬戸市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、東海市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、大口町、大治町、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、額田郡幸田町
三重県	三重県、伊勢市、尾鷲市、志摩市、松阪市、南伊勢町、多気町、大台町、大紀町、川越町、度会町、明和町、玉城町
滋賀県	滋賀県、東近江市、栗東市
京都府	京都府、城陽市、木津川市、綾部市、宮津市、精華町
大阪府	大阪府、守口市、富田林市、枚方市、柏原市、池田市、羽曳野市、藤井寺市、貝塚市、門真市、阪南市、太子町、忠岡町、豊能町
兵庫県	兵庫県、明石市、赤穂市、佐用町
奈良県	奈良県、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、明日香村、天川村、川上村
和歌山県	和歌山県、有田市、有田川町、印南町、日高川町、串本町、御坊市日高川町中学校組合
鳥取県	鳥取県、三朝町、八頭町、大山町、岩美町、日野町、湯梨浜町、若桜町、日吉津村
岡山県	岡山県、倉敷市、玉野市、笠岡市、赤磐市、久米南町、矢掛町
広島県	大竹市、三次市、庄原市、坂町、大崎上島町、神石高原町
山口県	山口県、萩市、上関町、周防大島町、平生町
徳島県	徳島県、吉野川市、阿波市、上勝町、上板町、勝浦町、松茂町、板野町、美波町、佐那河内村
香川県	香川県、東かがわ市、直島町、綾川町、宇多津町、土庄町
愛媛県	愛媛県、伊予市、東温市、八幡浜市、四国中央市、松前町、砥部町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	高知県、大豊町、安田町、日高村佐川町学校組合、東洋町、馬路村
福岡県	うきは市、みやま市、久留米市、中間市、大牟田市、春日市、筑紫野市、糸島市、豊前市、上毛町、久山町、吉富町、吉富町外一市中学校組合、大任町、大刀洗町、大木町、宇美町、広川町、志免町、新宮町、筑前町、築上町、篠栗町、須恵町、東峰村
佐賀県	佐賀県、佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、有田町
長崎県	長崎県、島原市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町、川棚町、波佐見町、新上五島町
熊本県	荒尾市、水俣市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、和水町、南関町、長洲町、高森町、御船町、嘉島町、山都町、津奈木町、錦町、西原村、五木村、球磨村
大分県	大分県 中津市、由布市、臼杵市、姫島村
宮崎県	延岡市、西都市、えびの市、綾町、高鍋町、川南町、三股町、高原町、高千穂町、五ヶ瀬町、門川町、椎葉村、西米良村
鹿児島県	鹿児島県、日置市、いちき串木野市、南九州市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、垂水市、西之表市、さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、屋久島町、徳之島町、伊仙町、和泊町、三島村
沖縄県	沖縄県、沖縄市、浦添市、糸満市、読谷村

19

4-2. 物価高騰による学校給食費の保護者負担軽減について (地方創生臨時交付金の活用)

◆令和4年度

地方創生臨時交付金を活用した各自治体における学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を促してきた。

【参考】物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況（令和4年7月29日時点・自治体数には事務組合を含む）

- 実施又は実施を予定している自治体は、1, 491自治体（83.2%）
- 実施を予定していない自治体のうち給食費の値上げを行う予定がない284自治体との合計は、1, 775自治体（99.0%）

実施・予定状況	回答数（割合）	うち臨時交付金の活用（割合）
実施している	679 (37.9%)	372 (54.8%) ※1
実施を予定している	812 (45.3%)	781 (96.2%) ※2
計	1, 491 (83.2%)	1, 153 (77.3%)
実施を予定していない	302 (16.8%) ※3	—

※1 既存の地方創生臨時交付金を活用し、実施している自治体数。

※2 地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用予定の自治体数。

※3 調査回答時点では、学校給食費の値上げを行う予定がない284自治体を含む。

◆令和5年度～物価高克服に向けた追加策について（令和5年3月22日）～

- 「物価・賃金・生活総合対策本部」において物価高克服に向けた追加策が決定。
追加策として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が積み増し（うち推奨事業メニュー7,000億円）され、学校給食費負担軽減の取組への支援等、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化することされた。
- 4月3日付の通知において、各自治体に対し、本交付金の積極的な活用を依頼したところ。
令和5年度においても引き続き、各自治体へ本交付金の活用を促し、学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を後押ししていく。

20

こども・子育て政策の強化について（令和5年3月31日こども政策担当大臣）（抜粋）

III 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

（3）医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～

- 学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う。

【現在の状況】

学校給食実施状況

学校給食を実施している小中学校（国公私）は令和3年5月現在、小学校99.0% 中学校91.5%

	学校総数	完全給食	補食給食	ミルク給食	計
小学校	19,107校	18,857校 (98.7%)	38校 (0.2%)	28校 (0.1%)	18,923校 (99.0%)
中学校	9,955校	8,867校 (89.1%)	26校 (0.3%)	214校 (2.1%)	9,107校 (91.5%)
計	29,062校	27,724校 (95.4%)	64校 (0.2%)	242校 (0.8%)	28,030校 (96.4%)

（参考）公立中学校における完全給食実施率（生徒数ベース）について、低い県では58.5%、高い県では100%

学校給食費

令和3年5月現在、完全給食の平均月額は、公立小学校で4,477円、公立中学校で5,121円

（参考）公立小学校について、低い県は3,920円、高い県は5,090円 21

5. 栄養教諭を核とした食育の充実に向けて

5-1. 食に関する指導の手引と小学生用・中学生用食育教材

食に関する指導の手引き

○学習指導要領の改訂や社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化などを踏まえ、食に関する指導を行うための教職員向けの指導書である「食に関する指導の手引」を改訂。

○改訂のポイント

食に関する資質・能力を踏まえた
指導の目標の明示

食に関する指導に係る全体計画
作成の必要性と手順・内容

食に関する指導の内容の
三体系と栄養教諭の役割

食育の評価の充実

食に関する指導の手引
—第二次改訂版—



平成31年3月
文部科学省

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm



小学生用食育教材

○様々な教科等に散在している食育に関する内容を集約し、
体系的に整理。
○低学年・中学年・高学年児童用、指導者用を作成。



URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiou/syokuseikatsu.htm



中学生用食育教材

○人生を通じた食生活の基盤を形成するとともに、
社会の一員として必要な食に関する視点を育むため、
学ぶ必要のある内容を掲載。生徒用、指導者用を作成。



URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiou/1288146.htm



23

5-2. 食に関する健康課題対策支援事業

令和5年度予算額

27百万円
(新規)



背景

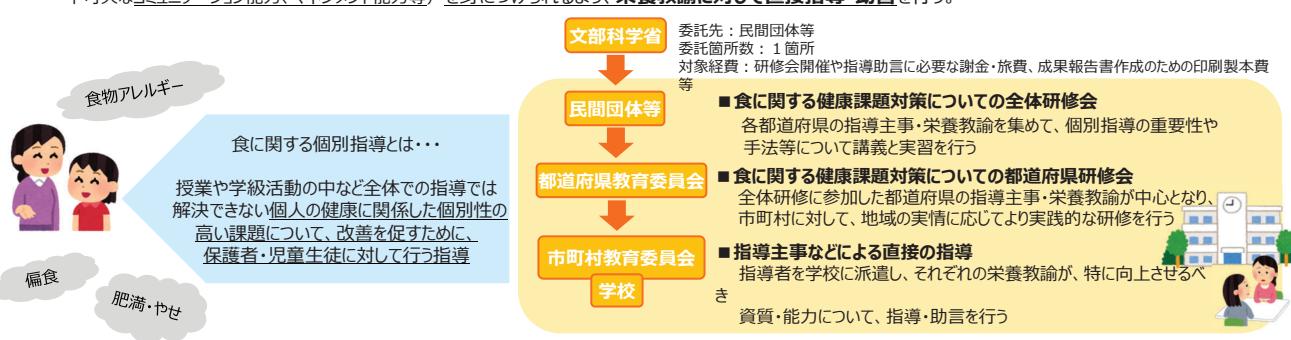
- 児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが非常に重要である。
- 一方で、社会環境が大きく変化した現代においては、食物アレルギーや偏食等、児童生徒の食に関する健康上の諸課題が多様化してきている。

課題

- これらの様々な健康課題を対処するには、学級担任だけでは困難な場合も多く、栄養に関する専門的な知識を要する栄養教諭が中心となって個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによってまちまちである。
- 食生活というプライベートな領域に学校が立ち入ることの困難さもある中で、保護者に対する丁寧な説明や改善等に向けた提案を行い、保護者の理解や信頼を得られるような関係性を作りいかなければならない。

事業概要

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施するほか、
指導主事等を学校に派遣し、個別指導に必要とされる資質・能力（学年や発育段階に合わせた指導スキル、保護者・児童生徒や学級担任等との関係性構築に不可欠なコミュニケーション能力、マネジメント能力等）を身につけられるよう、栄養教諭に対して直接指導・助言を行う。



成果

- 様々な健康課題に柔軟に対応するための栄養教諭の個別指導力の一層の向上を図る。
- 各都道府県の成果報告書により健康課題対策の好事例を収集し、横展開することで、栄養教諭による食に関する個別指導のさらなる充実を図る。
- 食に関する健康課題を持つ児童生徒が栄養教諭による適切で効果的な個別指導を受けることによって、保護者の不安払拭や、児童生徒が食の楽しみを得て、食に対する意識を向上させることにもつながる。

24

5-3.公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合 (令和4年5月1日現在)

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
北海道	473	59	88.9%
青森県	46	49	48.4%
岩手県	111	18	86.0%
宮城県	127	77	62.3%
秋田県	87	29	75.0%
山形県	62	28	68.9%
福島県	71	130	35.3%
茨城県	161	22	88.0%
栃木県	98	155	38.7%
群馬県	74	144	33.9%
埼玉県	298	289	50.8%
千葉県	322	358	47.4%
東京都	77	1,074	6.7%
神奈川県	219	449	32.8%
新潟県	196	59	76.9%
富山県	59	50	54.1%
石川県	78	42	65.0%
福井県	62	19	76.5%
山梨県	62	36	63.3%
長野県	142	117	54.8%
岐阜県	137	44	75.7%
静岡県	198	162	55.0%
愛知県	435	31	93.3%
三重県	123	54	69.5%
滋賀県	76	11	87.4%
京都府	153	30	83.6%
大阪府	434	171	71.7%
兵庫県	296	38	88.6%
奈良県	63	61	50.8%
和歌山县	46	43	51.7%
鳥取県	23	40	36.5%
島根県	54	0	100%
岡山県	166	54	75.5%
広島県	199	26	88.4%
山口県	142	33	81.1%
徳島県	63	23	73.3%
香川県	75	19	79.8%
愛媛県	123	29	80.9%
高知県	69	12	85.2%
福岡県	447	90	83.2%
佐賀県	68	20	77.3%
長崎県	99	32	75.6%
熊本県	149	55	73.0%
大分県	70	45	60.9%
宮崎県	98	45	68.5%
鹿児島県	174	4	97.8%
沖縄県	38	125	23.3%
全国	6,843	4,501	60.3%

出典：学校基本調査



MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

25

5-4.教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（4教教人第27号令和5年1月10日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが望されます。

また、多様な専門性を有する教職員集団を構築するためには、外部の人材を活用するということにとどまらず、教師自身が、全ての教師に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなどの強みを伸ばすことが重要となります。教師の採用に当たっても、令和2年度から順次実施されている学習指導要領等の改訂を踏まえつつ、教職課程と大学等で展開される多様な授業科目の学修成果や大学等の内外を通じた様々な経験などを考慮し、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めてください。その際、特に以下の点に留意してください。

(8)食に関する指導の充実に向けた栄養教諭の計画的な採用

平成17年の栄養教諭制度の創設以降、各地域において栄養教諭の任用・配置が進んでいるところですが、地域間においてその状況に差異が見られるところです。

令和答申において指摘されているとおり、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育において今まで以上に個別に寄り添った支援が求められています。栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担うことを職務としており、偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等に適切に対応し、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を進めていただくようお願いします。



MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

26

養護・栄養教諭の資質能力の向上を図る上で特有の課題に着目し、それらに対応するための方策等についての検討結果を取りまとめ。これを契機として、養護・栄養教諭本人も含め、学校・教育委員会・行政関係者等、幅広い関係者における活発な議論が喚起されることを期待。

課題及び解決に向けた方向性

(1)求められる役割(職務の範囲)の明確化

- ・健康教育における個に応じた指導・支援の充実が重要
- ・新型コロナや健康課題への対応による負担の増大
- ・全校的な体制が必ずしも十分に機能していない
→ 役割の重要性に対する理解が進んでいない、膨大な事務を個業により処理せざるを得ない

標準職務例の策定による職務の明確化と全校的な推進体制の構築、任用配置の促進

- ◇ 国・教委において、養護・栄養教諭の**標準的な職務内容を策定**し、職務の範囲を明確化
- ◇ 校長等の管理職のもと、学校保健や食育を推進する全校的な体制を機能させるとともに、養護・栄養教諭自身も専門性を生かし、学校経営や児童生徒の指導に積極的に参画
- ◇ 生活環境が多様化する中で、より個別的な支援が求められており、**食に関する健康課題にも適切に対応していくことが重要**。それを関係者が再認識するとともに、**栄養教諭が食に関する健康課題に責任を有することを自覚し、児童生徒に寄り添い、頼られる存在へと自らを高めていくことを促す**。併せて、任用・配置の促進のため、
 - 食に関する個別的な相談・指導の充実など、任用・配置の効果が実感できる取組を推進
 - 新規採用と学校栄養職員の任用替え等、指導体制構築に向け、**採用の仕組みの検討**促進

(2)教員育成指標を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携

- 指標に養護教諭や栄養教諭の**職務の専門性が必ずしも適切に反映されていない**(未作成、教諭等と共に等)

教員育成指標の見直しとそれに伴う教員研修計画の充実

- ◇ 協議会での協議において、養護・栄養教諭の養成・採用・研修の観点にも十分留意
- ◇ 養成と採用・研修の結節点として、関係者が共通理解した上で、**養護・栄養教諭の専門性を反映した指標を作成**するとともに、それを**教員研修計画に反映**
- ◇ 大学と教委等が連携し、養成段階においても、指標を活用

(3)実効性のある研修機会の確保

- ・業務の代替が困難で研修機会の確保が困難
- ・初任者等に対する日常的な指導への対応が不十分
→ 本人の主体的かつ積極的な研修受講の促進と、そのための環境整備が重要
他の教諭等と学び合う場の構築が重要

教員研修の質・量両面の改善・充実と、研修機会の確保

- ◇ 全ての教師が一体となった学び合いの場の構築による**他職種との相互理解の促進**
- ◇ **学校経営等の知見も修得**させ、管理職への登用など、キャリアパスの多様化を促進
- ◇ 資質能力の向上を図るために継続的・組織的な体制の構築
 - 複数校によるネットワークの構築や拠点校の形成
 - **退職教員等の活用によるOJTの推進及び研修機会の確保**
- ◇ リアルとオンラインを組み合わせた実施形態を模索し、オンライン研修を積極的に導入
- ◇ 業務の連携・協働や配置の在り方を含め、効果的な業務推進のための新たな展開を検討

(4)職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用

- 業務における**ICTの活用が進んでいない**

ICTの活用による職務の効果的・効率的な実施

- ◇ 効果的な業務の推進のためのツールとして捉えるよう、意識を改革
- ◇ **ICTによる健康観察**や対面・オンラインの**ハイブリッドの健康相談／食に関する指導**等